

中央区再犯防止推進計画中間のまとめに対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施期間

令和 6（2024）年 12 月 16 日（月）から令和 7（2025）年 1 月 7 日（火）まで

2 実施方法

（1）周知方法

- ①区のおしらせ（12 月 15 日号）への掲載
- ②区ホームページへの掲載

（2）中間のまとめの公表方法

- ①区ホームページへの掲載
- ②閲覧用の冊子の設置

区役所本庁舎（地域福祉課、まごころステーション、情報公開コーナー）、各特別出張所、各区立図書館ほか計 28 か所

（3）意見の提出方法

地域福祉課の窓口への提出、郵便、区のホームページからの入力、ファクシミリ、電子メール

3 意見総数

提出件数：6 件

提出人数：1 人

4 意見に対する対応

◎ 計画に反映するもの	1 件
○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの	2 件
□ 意見として伺うもの（今後の事業の参考とすべきもの）	3 件
△ その他	0 件

「中央区再犯防止推進計画」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

＜取扱い＞

◎ 計画に反映するもの(1件)

○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの(2件)

□ 意見として伺うもの(今後の事業の参考とすべきもの)(3件)

△ その他(0件)

No.	ご意見の概要	取扱い	ページ 番号	区の考え方
1	総論的であり、具体的にどのような問題意識に基づいているものなのかがよくわかりませんでした。 地域としての直接支援をする基礎自治体として、国や都の計画にはない、具体的で支援が目に見えるような計画であることが期待されているのではないかと思います。	○	—	地域で生活する犯罪をした人たちに対する支援にあたっては、保健、医療、福祉など各種住民サービスを提供する区の役割が極めて重要であると考えています。 そのうえで、5つの取組方針として、「安全で安心なまちづくりの推進」、「就労・住居の確保等を通じた自立支援」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組」、「学校等と連携した修学支援等の実施」、「民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進」を定め、それぞれに対応する区で実施している事業を本計画に掲載しています。
2	どこに行けば支援をしてもらえるかがわかるものの、実際に家庭に問題を抱える子どもたちや触法者がこのような情報にアクセスできるためにどうすればいいのかという視点が十分ではないように感じられました。 例えば、教員、青少年委員、保護司、相談専門事業所等等、このような問題に関わる可能性のある人たちに対して、このような有益な情報をどのような形で共有することをお考えでしょうか。 他の点についてもそうなのですが、「制度があります」というだけであれば、計画を立てる意味に乏しいように思われます。	□	—	実際に問題を抱えている子どもたちや犯罪をした人に本計画を周知するため、本冊子のデータを区ホームページに掲載するほか、当該ページにアクセスできる二次元コード等を掲載した周知チラシの配布等を予定しています。 また、本計画の冊子については、保護司会会員や更生保護女性会会員などの地域で更生保護に取り組んでいる方をはじめ、東京保護観察所などの関係機関に送付し、共有を図ってまいります。
3	子どもたちへの教育の問題について、様々な支援があることはわかりましたが、高校中退などにより、学校教育からドロップアウトした人たちに対して、再度教育を受けるための受け皿についての記載がないように感じられました。 このような方々(子ども達だけでなく、成人になってから高卒資格が欲しいと考えているに至った人なども含む)は、学歴へのコンプレックスや学びたいけれども機会を持っていない等の生きづらさを抱えていることが少なくありませんから、このような方々に対する支援の体制作りや情報提供についても考えられるべきかと思えます。	□	—	国の「学び直し支援金」や都の「授業料軽減助成金」といった制度により、高等学校等や中途退学した方が、再び都内の私立高等学校等で学び直す際に、所定の要件を満たす場合は授業料に関する支援を受けることができます。 国などでも学び直しに関する取組が強化され始めていることから、区としてもその動向を注視してまいります。また、このような方々からの相談を受けた場合には、上記制度等の適切な情報提供に努めてまいります。
4	支援をするについて、窓口はここにあるとわかっている。しかし、対象者がそこに行く、手続きが難しい、意味がわからない等のために、本来受けられるはずの支援が受けられないことがしばしばあります。 区の中で、職員の方々が現に担当する窓口だけではなく、どの窓口に行けば何をしてもらえるのかについて十分な知識を持ち、「ここではありません」というだけでなく、別な窓口や別な制度へとつなげていっていただけることが望まれます(そうしていただいている方ももちろんいらっしゃいます)。	○	—	各窓口において情報を共有し、区民のニーズに合った窓口や制度のご案内に努めております。 なお、「ふくしの総合相談窓口」を令和6年4月1日に開設し、これまでどこに相談すれば良いか分からなかった方や制度の狭間にいる方など、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談を一旦受け止め、関係機関と連携しながら課題解決に向けて継続的な支援を行っています(P19(1)①)。 なお、計画に「ふくしの総合相談窓口」に関する詳しい紹介を追加しました。
5	窓口での対応が十分できない方への支援の体制も図る必要があり、例えば、弁護士、司法書士、行政書士等の士業の方々への無料相談の体制を作るなど、制度が利用しやすいように、画餅とならないような工夫も不可欠かと思われます。	◎	—	区では、弁護士による無料の法律相談を区役所本庁舎、各特別出張所で実施し、日常生活の中で起きるさまざまな問題について、弁護士が相談相手になり、法律的な助言を行っています。また、行政書士、司法書士による相談についても区役所本庁舎で実施しています。 本取組について、計画に追加しました。
6	支援体制や寄り添ってくれる人の存在によって人は変わることができ ます。 そのように「変わることができた人」のケースの共有、即ち、触法者に対する支援が功を奏すること、支援によって新たな生き方を見つけた人についての情報を、区役所内、社会福祉協議会など福祉関係者、地区法曹(司法書士や行政書士なども含め)、社会福祉士などの福祉専門職の方々にも知っていただき、支援や寄り添いへのモチベーションを上げていくための仕組みが必要ではないかと思います。 つまり、計画の具体化のための継続的な取組が必要ではなからうか、ということです。 この「検討会」を発展的に改組して、継続的な勉強会、情報共有の場として使うことも検討に値するのではないのでしょうか。	□	—	「ふくしの総合相談窓口」や高齢・障害・子ども等各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援機関の役割分担等が必要な事例については、重層的支援会議等の活用により、庁内関係部署や社会福祉協議会、相談支援機関職員と事例の情報共有や問題整理、支援機関の役割分担、支援プランの協議等を行っています。 地区法曹関係者等への情報共有や再犯防止推進計画策定委員会の発展的な改組については今後の取組の参考とさせていただきます。